

## 重要なお知らせ

### 労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 平成22年12月から、事業主が労働保険の加入に必要な手続きを行っているか否かを、求職者や労働者の方々が、インターネット上で検索できるようになります。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）」です。  
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続（雇用保険の資格取得手続）がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の皆様におかれましては、名称や所在地に変更がある場合は、10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。  
変更がありましたら、速やかに提出をお願いいたします。
- 労働保険の適用事業場のデータは、1ヵ月に1回の頻度で更新しているため、各種お届けをいただいてから情報が反映されるまでに時間を要することがあります。
- 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm)  
厚生労働省トップページ「行政分野ごとの情報」内「労働基準」→「労働保険の適用・徴収」  
→労働保険に関する総合情報はこちら

### 特例納付保険料の制度が設けられました。

- 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立手続を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- このため、2年を超えてさかのぼって雇用保険の保険の加入手続を行った労働者の方について、本来納付していただくべきであった労働保険料を納付することができるよう、平成22年10月1日から特例納付保険料の制度が設けられました。
- 事業主の方は、公共職業安定所からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった労働保険料に相当する額に10%を加えた額を、特例納付保険料として納付することができます。
- 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>  
厚生労働省トップページ「行政分野ごとの情報」内「雇用」→「分野別施策紹介」（雇用保険）  
→雇用保険制度